

第二章 社会福祉法人の設立と組織体制

1 法人の設立

社会福祉法人の設立は、以下の手続きを完了することによって、行われます。

- ① 定款の作成
- ② 法人設立認可申請
- ③ 所轄庁の認可
- ④ 設立の登記

(1) 定款の作成

定款は社会福祉法人の根本規則となるものであり、社会福祉法人を設立する場合には、必ず作成しなければなりません。

※ 定款に記載すべき事項等については「第三章 社会福祉法人の透明性の確保」を参照してください（43 ページ）。

(2) 法人設立認可申請及び所轄庁の認可

社会福祉法人を設立するためには、作成した定款について所轄庁の認可を受ける必要があります（法 31）。

※ 認可申請については、「第六章 各種申請等の事務手続き」を参照してください（91 ページ）。

(3) 登記

社会福祉法人は、その主たる事務所の所在地において、設立の登記をすることにより成立します（法 34）。

登記しなければならない事項は以下のとおりです（組合等登記令 2）。

- ① 目的及び業務
- ② 名称
- ③ 事務所の所在場所
- ④ 代表権を有する者の氏名、住所及び資格
- ⑤ 存続期間又は解散の事由を定めた時は、その期間又は事由
- ⑥ 代表権の範囲又は制限に関する定めがあるときはその定め
- ⑦ 資産の総額

登記事項に変更を生じた場合は、2週間以内に変更の登記を行う必要があります。

ただし、資産の総額の登記は、事業年度終了後3か月以内に行えば足りません（組合等登記令 3）。

2 会計

社会福祉法人の会計については、「社会福祉法人会計基準」（平成 28 年厚生労働省令 79。以下、「会計基準」という）に基づいて適正に行わなければなりません。

(1) 会計年度

会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わります（法 45 の 23-2）。

(2) 事業区分

資金収支計算書、事業活動計算書及び貸借対照表（以下、「計算書類」という）作成に関して、社会福祉事業、公益事業、収益事業の区分（以下、「事業区分」という）を設けなくてはなりません（会計基準 10）。

(3) 拠点区分、サービス区分

計算書類作成に関して、実施する事業の会計管理の実態を勘案して、会計の区分（拠点区分）を設けなければなりません。また、その拠点で実施する事業内容に応じて区分（サービス区分）を設けなければなりません（会計基準 10）。

(4) 会計に関する書類の整備

社会福祉法人は毎会計年度終了後 3 か月以内に、貸借対照表、収支計算書及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成しなければなりません（法 45 の 27）。

これらの書類は、監事による監査を受けた後、監査報告書とともに理事会及び評議員会の承認を受けなければなりません。

また、これらの書類は、定時評議員会の日から 2 週間前から 5 年間、主たる事務所に備え置き、閲覧に供するほか、インターネット等により広く公表します（法 45 の 32）。

3 資産

(1) 資産の保有

社会福祉法人は社会福祉事業を行うために必要な資産を備えていなければなりません。具体的には、社会福祉事業を行うために直接必要なすべての物件について所有権を有していること、又は地方公共団体等から貸与もしくは使用許可を受けていることが必要です（法 25）。

ただし、都市部等の土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設を経営する法人の場合には土地）に限り地方公共団体等以外の者からの貸与でも差し支えない、とされています。この場合、適切な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記することが必要です（基準 2-1(1)）。

なお、以下の場合について、特例が設けられていますので、詳細は各施設等担当課に御確認ください。

- ・ 特別養護老人ホームを設置する場合
- ・ 地域活動支援センターを設置する場合
- ・ 既設法人が福祉ホームを設置する場合
- ・ 既設法人が通所施設を設置する場合
- ・ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合
- ・ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業（利用定員が 10 人以上であるものに限る）を行う施設を設置する場合
- ・ 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

(2) 資産の区分

社会福祉法人の資産は「基本財産」「その他財産」「公益事業用財産」「収益事業用財産」の4つに分けられます。公益事業及び収益事業を行わない場合は、それぞれの財産は必要ありません。

この区分については会計上も区分して取り扱う必要があります。

ア 基本財産

基本財産は法人の基礎となる財産であり、処分又は担保提供を行う場合には、所轄庁の承認を得なければならない旨を定款に明記する必要があります（基準 2-2(1)ア）。

社会福祉施設を経営する法人にあっては、その施設の用に供する不動産はすべて基本財産としなければなりません。

なお、社会福祉施設の用に供する不動産がすべて貸与による法人は、基本財産として 1,000 万円（平成 12 年 12 月 1 日以前に設立された法人にあっては 100 万円）以上に相当する資産を基本財産として有していなければなりません。

社会福祉施設を経営しない法人にあっては、原則として 1 億円以上の資産を基本財産として有する必要がありますが、委託費等で安定した収入が見込める場合においては、所轄庁が認める額を基本財産とすることができます。

これ以外の資産であっても、法人が重要と認める資産は基本財産として差し支えありません（基準 2-2(1)ク）。

イ その他財産

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべて「その他財産」となります。

運用財産の処分等に特別の制限はありませんが、社会福祉事業の存続要件となるものはみだりに処分しないよう留意してください（基準 2-2(2)）。

ウ 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業の用に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理することが必要です。ただし、事業規模が小さい公益事業については、法人が行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない場合においては、他の財産を活用して行うことができます（基準 2-2(3)）。

(3) 資産の管理

基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く）の管理運用は、安全、確実な方法で行わなければなりません。すなわち、元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生ずる方法で行う事が必要です。

そのため、以下のような方法で管理運用することは、原則として適当ではありません（基準 2-3(1)）。

- ・ 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債権等）
- ・ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ・ 減価する財産（建築物、建築物等減価償却資産）
- ・ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

基本財産以外の資産の管理にあっても、安全、確実な方法で行う事が望ましいとされています（基準 2-3(2)）。

なお、株式投資、株式を含む投資信託等による管理運用は認められますが、この場合、子会社の保有のための株式の保有等は認められず、株式の取得は公開市場を通してのもの等に限られます（基準 2-3(2)）。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が 2 分の 1 を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能です。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること
- ③ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること

(4) 残余財産の帰属

社会福祉法人が解散した場合の残余財産の帰属者を定款で定める場合は、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定しなければなりません（法 31-6）。

なお、定款において帰属者を定めない場合にはその残余財産は国庫に帰属するものとなります（法 47）。

4 機関

社会福祉法人は評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません。また、政令で定める基準を超える法人は会計監査人を設置することが義務づけられるほか、基準以下の法人でも定款に定めることにより会計監査人を置くことができます（法 36、37）。

(1) 評議員

ア 評議員の選任

評議員は、理事の員数を超える数を置くことが必要で、法律上「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」のうちから選任することとしています。

選任に当たっては、理事や理事会への牽制機能を働かせるため、「評議員選任・解任委員会」等、中立性が担保された方法により選任されることが必要であり、理事や理事会により、評議員を選任することは認められていません。

なお、評議員になるために、社会福祉や組織経営に関する資格等は特に必要ありません。

イ 評議員の欠格事由

次に掲げる者は評議員になることができません（法 40-1）。

- ① 法人（同項-1）
- ② 成年被後見人又は被保佐人（同項-2）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項-3）
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項-4）
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項-5）

なお、暴力団員等の反社会的勢力の者については、評議員になることはできません。（基準 3-1(6)）。

ウ 評議員の兼職禁止

評議員は、理事及び監事の選任・解任を通じて、理事等の業務執行を監督する立場にあるため、自らが評議員を務める法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできません（法 40-2）。

エ 評議員の特殊関係者

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者も含まれてはなりません（法 40-4、-5）。

特殊の関係がある者は、以下のとおりです（規則 2 の 7、2 の 8 40 ページの図参照）。

- ① 当該評議員又は役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該評議員又は役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該評議員又は役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にする者
- ⑥ 当該評議員が役員（業務を執行する社員を含む。以下⑥及び⑦において同じ）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員又は職員（これらの役員（当該評議員を含む）又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る）
- ⑦ 当該社会福祉法人の役員が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の役員又は職員
 - ※ 支配している他の社会福祉法人：当該社会福祉法人の役員又は評議員で、評議員の総数の過半数を占めている他の社会福祉法人
- ⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である評議員（これらの評議員が当該社会福祉法人の評議員総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

オ 評議員の員数

評議員の数は、理事の員数を超える数とされています（法 40-3）。ただし、一定の事業規模を超えない法人（平成 29 年 4 月 1 日より前に設立された法人に限る）については、経過措置として、平成 29 年 4 月 1 日から 3 年間は 4 人以上とされています（法附則 10）。

この一定の事業規模は、平成 27 年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が 4 億円を超えない法人（平成 28 年度以降のサービス活動収益の額は考慮しない）としています。また、平成 28 年度中に設立された法人については、サービス活動収益が 4 億円を超えることは想定されないことから、経過措置の対象とされています（社会福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成 28 年政令第 349 号。以下「整備政令」という）4）。

カ 評議員の任期

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされ、定款によって、その任期を6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで延長することができるかとされています（法41）。

ただし、定款によって、任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期を退任した評議員の任期の満了する時までとすることは可能です（法41-2）。

キ 評議員に欠員が生じた場合の措置

平成29年4月1日以降、評議員に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した評議員は、新たに選任された評議員が就任するまで、引き続き評議員としての権利義務を有します（法42-1）。

また、評議員に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は利害関係人の請求により又は職権で、一時評議員の職務を行うべき者を選任することができるかとされています（法42-2）。

ク 評議員の権限

評議員個々について、以下の権限が付与されています。

① 議題の提案権

評議員は、理事に対して一定の事項を議題とすることを請求することができます（法45の8-4において準用する一般法人法184）。ただし、この請求は、評議員会の日々の4週間前（定款による短縮が可能）までにしなければなりません。

これは、評議員会は、招集通知に掲げられた議題以外の事項については、決議することができないため（法45の8-2）、評議員会の日々の1週間前までに発出する招集通知に議題を記載できるようにする必要があるからです。

② 議案の提案権

評議員は、評議員会の場において、議題の範囲内で議案を提案することができます（法45の8-4において準用する一般法人法185）。

この場合、法第45条の8第4項において準用する一般法人法第186条において、「評議員は、理事に対し、評議員会の日々の4週間前までに、議案の要領を招集通知に記載して評議員に通知することを請求することができる」と規定されていることから、評議員会における議論を有益なものとするため、事前に他の評議員や執行機関である理事において十分な検討時間を確保することが必要です。

③ 評議員会招集権

評議員会の招集権限は、原則として理事にあります（法45の9-3）、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます（法45の9-4）。

また、評議員会の招集の請求後、以下のいずれかに該当する場合には、当該請求をした評議員は、所轄庁の許可を得て、評議員会を招集することができます（法 45 の 9-5）。

- ・ 請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合
- ・ 当該請求があった日から 6 週間（これを下回る期間を定款で定めた場合にあっては、その期間）以内の日を評議員会の日とする評議員会の招集の通知が発せられない場合

(2) 評議員会

評議員会は、社会福祉法人の運営に係る重要事項の議決機関として、社会福祉法に規定する事項及び各法人の定款で定めた事項に限り、決議することができます。法人運営の基本ルール・体制を決定するとともに役員等の選任・解任等を通じ、法人運営を監督する役割を果たします。

ア 評議員会の決議を必要とする事項

社会福祉法には、評議員会の決議が必要なものとして以下のような事項が規定されています。

- ・ 理事・監事・会計監査人の選任及び解任（法 43、法 45 の 4）
- ・ 理事・監事の報酬等の決議（法 45 の 16-3 において準用する一般法人法 89、法 45 の 18-3 において準用する一般法人法 105）
- ・ 理事等の責任の免除（法 45 の 20-4 において準用する一般法人法 112、113）
- ・ 計算書類の承認（法 45 の 30）
- ・ 役員報酬等基準の承認（法 45 の 35）
- ・ 定款の変更（法 45 の 36）
- ・ 解散の決議（法 46）
- ・ 合併の承認（法 52、法 54 の 2、法 54 の 8）
- ・ 社会福祉充実計画の承認（法 55 の 2-7）

イ 評議員会の開催

評議員会の招集権限は、原則として理事にあります（法 45 の 9-3）。なお、評議員は、理事に対し、議題及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができます（同条-4）。この請求の後遅滞なく招集の手続が行われない場合等には、評議員自らが所轄庁の許可を得て評議員会を招集することができます（同条-5）。

ウ 招集事項の決定

評議員会を招集するには、まず、①評議員会の日時及び場所、②議題、③議案といった招集事項を理事会の決議により定めることが必要です（法 45 の 9-10 において準用する一般法人法 181）。なお、議案については、評議員会の目的である

事項に係る議案（当該目的である事項が議案となるものを除く）の概要（議案が確定していない場合にあっては、その旨）としています（規則2の12）。

エ 招集通知

次に、招集事項を記載した招集通知を評議員会の日の1週間前（定款による短縮が可能）までに、各評議員に対して書面で発出することが必要です（法45の9-10において準用する一般法人法182-1）。通知は、電磁的方法によっても可能ですが、その場合には評議員の承諾が必要となります（同法182-2）。

なお、評議員の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、評議員会を開催することができます（同法183）。

オ 評議員会の決議

評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）が出席し、その過半数（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合以上）をもって行います（法45の9-6）。ただし、次に掲げる評議員会の決議は、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって行います（法45の9-7）。

- ・ 監事の解任
- ・ 役員等の法人に対する損害賠償責任の一部免除
- ・ 定款の変更
- ・ 解散
- ・ 合併契約の承認

なお、決議について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わるできません。

また、議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や代理人又は持ち回りによる議決権の行使は認められていません。これは、評議員には、理事と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（法38、民法644）、このような評議員によって構成される評議員会が執行機関に対する牽制・監督を行う機関として十分にその機能を果たすためには、相互に十分な討議を行うことによって決議を行う必要があるためです。

ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められます。

カ 評議員会の決議の省略

理事が議題について提案をした場合において、当該提案につき評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録

により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされます（法 45 の 9-10 において準用する一般法人法 194-1）。

この場合、同意の意思表示をした書面又は電磁的記録を、評議員会の決議があったものとみなされた日から 10 年間、主たる事務所に備え置かなければならないとされています（同法 194-2）。

なお、議題の全てについての提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなされた場合には、その時に当該定時評議員会が終了したものとみなされます（同法 194-4）。

キ 延期又は続行の決議

評議員会においては、その延期又は続行について決議することができます。

「延期」とは評議員会を開催したものの当該評議員会の議題である事項を審議せずに後日改めて開催するものをいいます。「続行」は評議員会を開催し、当該評議員会の議題である事項の審議が終わらないため後日改めて同じ評議員会を開催して審議を続けることをいいます。

いずれの場合も、決議の際に後日開催の日時と場所が定められ、当該評議委員会の出席評議員が参加し、同一の議題である事項及び議案を審議します。そのため、後日開催される評議員会の招集通知の内容を決定し通知する必要はありません（法 45 の 9-10 において準用する一般法人法 192）。

ク 評議員会の議事録

評議員会の議事については、議事録を作成しなければなりません。

また、議事録は、評議員会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならず（法 45 の 11-2）、従たる事務所にはその写しを 5 年間備え置かなければならないとされています。ただし、当該法人が当該議事録を電磁的記録によって作成し、従たる事務所に備え置かなくとも閲覧に対応できる措置をとっている場合には、従たる事務所での備置きは不要です（同条-3）。

議事録は、書面又は電磁的記録により作成し（規則 2 の 15-2）、下記の事項を内容とするものでなければなりません。

(7) 通常の評議員会の事項（同条-3）

- ① 評議員会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない評議員、理事、監事又は会計監査人が評議員会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- ② 評議員会の議事の経過の要領及びその結果
- ③ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する評議員があるときは、当該評議員の氏名
- ④ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - a 監事が、監事の選任若しくは解任又は辞任について意見を述べたとき<会計監査人が、会計監査人の選任、解任若しくは不再任又は辞任について意見を述べたとき>

- b 監事を辞任した者が、辞任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由を述べたとき<会計監査人を辞任した又は解任された者が、辞任後又は解任後最初に招集された評議員会に出席して辞任した旨及びその理由又は解任についての意見を述べたとき>
 - c 監事が、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等について調査の結果、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があるものと認めて、評議員会に報告したとき
 - d 監事が、監事の報酬等について意見を述べたとき
 - e 計算書類及びその附属明細書について会計監査人が監事と意見を異にするため、定時評議員会において意見を述べたとき
 - f 会計監査人が出席要求に基づき定時評議員会に出席した意見を述べたとき
- ⑤ 評議員会に出席した評議員、理事、監事又は会計監査人の氏名又は名称
 - ⑥ 評議員会の議長が存するときは、議長の氏名
 - ⑦ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (イ) 評議員会の決議の省略の場合の事項（同条-4-1）
- ① 評議員会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした者の氏名
 - ③ 評議員会の決議があったものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名
- (ロ) 評議員会への報告の省略の場合の事項（同条-4-2）
- ① 評議員会への報告があったものとみなされた事項の内容
 - ② 評議員会への報告があったものとみなされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(3) 役員

社会福祉法人は役員として理事 6 名以上及び監事 2 名以上を置くこととされています（法 44-3）。

また、役員任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとされ、定款によって、その任期を短縮することができることとされています（法 45）。

なお、関係行政庁の職員が役員となることは適当ではありませんが、社会福祉協議会にあっては、役員総数の 5 分の 1 の範囲内で関係行政庁の職員が役員となっても差し支えありません（法 109-2, 109-5, 110-2）。ただし、実際に法人運営に参画できない者や、地方公共団体の長等が慣例的に役員となるのは望ましくありません。

(4) 理事

ア 理事の選任・解任

理事の選任・解任については評議員会の決議が必要です（法 43、法 45 の 4）。

なお、解任については、次のいずれかに該当する場合に限り、評議員会の決議によって、解任することができることとされています（法 45 の 4）。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

イ 理事の資格等

(7) 理事の欠格事由

理事の欠格事由は、評議員と同様です（法 44-1 において準用する法 40-1）。

(4) 理事の資格要件

理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければなりません（法 44-4）。

- ① 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者（同項-1）
- ② 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者（同項-2）
- ③ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者（同項-3）

(ウ) 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者（以下この(ウ)において「理事の親族等特殊関係者」という）が理事の総数の 3 分の 1 を超えて含まれてはならないこととしています（法 44-6）。ただし、理事の親族等特殊関係者の上限は 3 人です。

特殊の関係がある者は、以下の内容となります（規則 2 の 10）。

- ① 当該理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該理事に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であってこれらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（業務を執行する社員を含む。以下⑥において同じ）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る）
- ⑦ 次に掲げる同一の団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である理事（これらの理事が当該社会福祉法人の理事総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る）
 - ・ 国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

ウ 理事の任期

理事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法45）。

ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能です。また、理事を再任することは差し支えなく、期間的な制限ありません。

エ 理事に欠員が生じた場合の措置

平成29年4月1日以降、理事に欠員が生じた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事は、新たに選任された理事が就任するまで、なお、理事としての権利義務を有します（法45の6-1）。

また、理事に欠員が生じ、事務が遅滞することにより損害を生ずるおそれがあるときは、所轄庁は、利害関係人の請求により又は職権で、一時理事の職務を行うべき者を選任することができます（法45の6-1）。

オ 理事の権限等

以下の①から③に掲げる理事は、それぞれ以下に定める職務及び権限等を有します。

① 理事長の職務及び権限等

理事長は、理事会の決定に基づき（法45の13-2-1）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有します（法45の16-2-1）。

具体的には、理事会で決定した事項を執行するほか、理事会の専権事項（法45の13-4）以外の理事会から委譲された範囲内で自ら意思決定をし、執行します。さらに、対外的な業務執行をするため、法人の代表権を有します（法45の17-1）。

なお、業務執行とは、契約にサインすることや、事業費支出の決済など、理事長等の法人の機関が行う行為が法人の行為と認められるような行為をいい、代表するとは、法人の機関が法人の名前で第三者とした行為が法人の行為とみなされることをいいます。

理事長は、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません（法45の16-3）。これは、理事会による理事長の職務の執行の監督の実効性を確保するためです。したがって、この報告は実際に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできません（法45の14-9において準用する一般法人法98-2）。

② 業務執行理事の職務及び権限等

理事長以外にも社会福祉法人の業務を執行する理事（以下、「業務執行理事」という）を理事会で選定することが可能です（法45の16-2）。

業務執行理事は、理事長と違い代表権はないため、対外的な業務を執行する権限はありません（法45の17-2）。

業務執行理事は、理事長と同様、3か月に1回以上（定款で、毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上とすることが可能）、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければなりません（法45の16-3）。また、この報告は実際に開催された理事会において行わなければならない、報告を省略することはできません。

③ ①及び②以外の理事の職務及び権限等

理事長及び業務執行理事以外の理事は、理事会における議決権の行使等を通じ、法人の業務執行の意思決定に参画するとともに（法45の13-2-1）、理事長や他の理事の職務の執行を監督（同項-2及び-3）する役割を担います。

カ 理事の義務等

理事には、善管注意義務、忠実義務のほか、法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときの監事への報告義務があります（法38条、法45の16-1並びに法45の16-4において準用する一般法人法84及び85）。

また、特別背任罪（法130の2）及び贈収賄罪（法130の3）等の罰則が設けられています。

(5) 理事会

ア 理事会の権限等

理事会は、全ての業務執行の決定や理事の職務執行の監督を行います。そのため、法律又は定款に定める評議員会の決議事項以外の事項については、評議員会に諮る必要はありません。

イ 理事会の組織

理事会は、全ての理事で組織されます（法45の13-1）。

ウ 理事会の職務

- ① 社会福祉法人の業務執行に関する意思決定（法45の13-2-1）
- ② 理事の職務の執行の監督（法45の13-2-2）
- ③ 理事長の選定及び解職（法45の13-2-3）

エ 理事に委任することができない事項

理事会は、次に列挙されている事項についての決定を理事に委任することができないこととされています（法45の13-4）。これは、一部の理事による専横や複数の理事が法人の運営を巡って対立し、それぞれ独自に決定するといった混乱した事態が生ずるのを避けるためです。

（理事に委任することのできない事項）

- ① 重要な財産の処分及び譲受け
- ② 多額の借財
- ③ 重要な役割を担う職員の選任及び解任

- ④ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- ⑤ 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他社会福祉法人の業務の適正を確保するために必要なものとして厚生労働省令で定める体制の整備
- ⑥ 法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく法第 45 条の 20 第 1 項の責任の免除

オ 理事会の招集

理事会の招集権限は、原則として各理事にあります。ただし、定款の定め又は理事会の決議によって、特定の理事を招集権者と定めることが可能です（法 45 の 14-1）。

この場合、招集権者以外の理事は、招集権者に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求できます（同条-2）。この請求のあった日から 5 日以内に、当該請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、当該請求をした理事は、理事会を招集することができません（同条-3）。

理事会を招集する者は、理事会の日の原則として 1 週間（定款による短縮が可能）前までに、理事及び監事の全員に通知を発しなければなりません（法 45 の 14-9 において準用する一般法人法 94-1）。

通知の方法については、評議員会の招集の場合と異なり、限定はなく、書面でも口頭でもその他の方法でも差し支えありません。また、議題を通知することも必須ではありません。

なお、理事及び監事の全員の同意があれば、招集の手続を省略して、理事会を開催することができるとされています（法 45 の 14-9 において準用する一般法人法 94-2）。

カ 理事会の決議

理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数（定款による引上げが可能）が出席し、その過半数（定款による引上げが可能）をもって行います（法 45 の 14-4）。

理事会の決議の公正を期する必要があることから、決議について特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができません（同条-5）。

また、理事会における議決権の行使については、書面又は電磁的方法による議決権の行使や、代理人、持ち回りによる議決権の行使は認められません。これは、理事には、評議員と同様、法人との委任契約に基づき、善良な管理者の注意をもってその職務を遂行する義務が課せられており（法 38、民法 644）、理事会は、このような理事が参集して相互に十分な討議を行うことによって意思決定を行う場であるからです。ただし、出席者が一堂に会するのと同等の相互に十分な議論を行うことができる方法であれば、テレビ会議や電話会議の方法による開催は認められるとされています。

キ 理事会の決議の省略及び理事会への報告の省略

理事の提案につき、あらかじめ理事（議決に加わることができるものに限る）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされます。これは、議決権を行使することができる理事の全員が、決議の目的となる事項についての提案に同意の意思表示をし、かつ、監事も当該提案に異議を述べない場合には、会議を開催しなくても、各理事及び監事が当該議案を決議することについてその責任を伴う十分な意思表示を行っているものと認めることができ、また、提案に全員が賛成であるならば、討議を省略することによる理事会機能の形骸化という弊害のおそれも少ないと考えられるためです。

なお、理事会決議の省略を行うに当たり、あらかじめ定款の定めが必要とされますが（法 45 の 14-9 において準用する一般法人法 96）、理事会による意思決定における最も重要な要素である討議を省略するという理事会制度の重大な例外を認めるものだからとされています。

理事、監事又は会計監査人が理事及び監事の全員に対して報告すべき事項を通知したときは、理事会決議の省略と同様に、当該事項の理事会への報告を省略することができます（法 45 の 14-9 において準用する一般法人法 98）。

ただし、解散又は設立が無効とされた法人の清算人としての理事長及び業務執行理事の業務執行状況に関する報告（法 46 の 17-9）は省略することができません（法 45 の 14-9 において準用する一般法人法 98-2）。

ク 理事会の議事録等

理事会の議事については、議事録を作成しなければなりません。

議事録が書面で作成されているときは、出席した理事（定款で署名又は記名押印しなければならない者を出席した理事長と定めた場合には、当該出席した理事長）及び監事の署名又は記名押印が必要です（法 45 の 14-6）。

議事録が電磁的記録で作成されている場合には、電子署名により行わなければならない（同条-7、規則 2 の 18）。

理事会の決議に参加した理事であって議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定されます（同条-8）。

議事録は、理事会の日から 10 年間主たる事務所に備え置かなければならず、理事会の決議を省略した場合における提案につき理事全員が同意の意思を表示した書面又は電磁的記録（以下、議事録と併せて「議事録等」という）も同様です（法 45 の 15-1）。

評議員は、社会福祉法人の業務時間内はいつでも、債権者は理事又は監事の責任を追及するため必要があるときに限り、裁判所の許可を得て、次の請求をすることができます（同条-2、-3）。

① 議事録等が書面で作成されているときは、当該書面の閲覧又は謄写の請求

- ② 議事録等が電磁的記録によって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は映像面に表示する方法（規則 2 の 3）により表示したものの（当該事項を印字した紙等）の閲覧の請求又は謄写の請求

裁判所は、債権者が議事録等の閲覧又は謄写をすることにより、当該社会福祉法人に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、その許可をすることができません（同条-4）。

なお、議事録は、書面又は電磁的記録により作成し（規則 2 の 17-2）、下記の事項を内容とするものでなければなりません。

(7) 通常の理事会の事項（同条-3）

- ① 理事会が開催された日時及び場所（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む）
- ② 理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨
 - a 理事の請求を受けて招集されたもの
 - b 理事の請求があつたにもかかわらず所定の期間内に理事会が招集されないため、その請求をした理事が招集したもの
 - c 監事の請求を受けて招集されたもの
 - d 監事が招集したもの

※理事長等の所定の招集権者が招集を行った場合には、b の記載は不要。

- ③ 理事会の議事の経過の要領及びその結果
 - ④ 決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名
 - ⑤ 次の意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要
 - a 競業及び利益相反取引の制限に係る取引についての報告
 - b 理事が不正の行為をしたと認められるとき等における監事の報告
 - c 理事会で述べられた監事の意見
 - ⑥ 定款で議事録署名人を出席した理事長及び監事とする旨を定めているときは、理事長以外の理事であつて、理事会に出席した者の氏名
 - ⑦ 理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称
 - ⑧ 理事会の議長が存するときは、議長の氏名
- (4) 理事会の決議の省略の場合の事項（同条-4-1）
- ① 理事会の決議があつたものとみなされた事項の内容
 - ② ①の事項の提案をした理事の氏名
 - ③ 理事会の決議があつたものとみなされた日
 - ④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (5) 理事会への報告の省略の場合の事項（同条-4-2）
- ① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容
 - ② 理事会への報告を要しないものとされた日
 - ③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(6) 監事

ア 監事の選任及び解任

監事の選任及び解任は、理事と同様、評議員会の決議によります（法 43、法 45 の 4-1）。

理事による監事の選任に関する議案の評議員会への提出に対する監事の同意については、監事の過半数をもって決定します。

また、監事は理事に対し、監事の選任を評議員会の目的とすること又は監事の選任に関する議案を評議員会に提出することを請求できます（法 43-3 において準用する一般法人法 72）。

イ 監事の資格等

(7) 監事の兼職禁止

監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができません（法 44-2）。

(4) 監事の資格要件

監事には、次に掲げる者が含まれなければなりません（法 44-5）。

- ① 社会福祉事業について識見を有する者（同項-1）
- ② 財務管理について識見を有する者（同項-2）

ウ 監事の特殊関係者

監事には、各役員配偶者又は三親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者も含まれてはならないこととされています（法 44-7）。

特殊の関係がある者は、以下のとおりです（規則 2 の 11）。

- ① 当該役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ② 当該役員に雇用されている者
- ③ ①、②に掲げる者以外の者であって、当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ④ ②、③に掲げる者の配偶者
- ⑤ ①から③に掲げる者の三親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- ⑥ 当該理事が役員（業務を執行する社員を含む）となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員又は職員（これらの役員又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る）
- ⑦ 当該監事が役員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く）の役員又は職員（これらの役員（当該監事を含む）又は職員が当該社会福祉法人の監事総数の 3 分の 1 を超えて含まれる場合に限る）
- ⑧ 支配している他の社会福祉法人の理事又は職員

⑨ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く）である監事（これらの監事が当該社会福祉法人の監事総数の3分の1を超えて含まれる場合に限る）

- ・国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人

エ 監事の任期

監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとなります（法45）。ただし、定款によって、その任期を短縮することも可能とされています。

また、監事を再任することは差し支えなく、期間的な制限もありません。

オ 監事に欠員が生じた場合の措置

監事に欠員が生じた場合の措置は、理事と同様です（(4)エ参照）。

カ 監事の職務及び権限等

(ア) 監事の権限

監事は、法人の業務監督及び会計監査を行うことを職務とし、監査報告を作成します（法45の18-1）。その職務の遂行のため、いつでも、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し、事業の報告を求め、また、社会福祉法人の業務及び財産の状況を調査することができるとされています（同条-2）。

監事は、理事が不正の行為をしたとき、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は、法令・定款に違反する事実、著しく不当な事実があると認めるときは、理事に対し理事会の招集を請求できます（法45の18-3において準用する一般法人法101-2）。

その際、当該請求を行った日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができます（法45の18-3において準用する一般法人法101-3）。

(イ) 理事への報告義務

監事は、①理事が不正の行為をしたとき、②理事が不正の行為をするおそれがあると認めるとき、③法令・定款に違反する事実があるとき、④著しく不当な事実があるときには、その旨を理事会に報告する義務を負います（法45の18-3において準用する一般法人法100）。これは、理事の法令定款違反等について、理事会による是正を促す趣旨です。

(ロ) 理事会への出席義務

監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければなりません（法 45 の 18-3 において準用する一般法人法 101）。これは、監事が出席することにより、理事会の議論を把握し、理事の業務執行の監督につなげるとともに、理事会において法令・定款に違反する決議や著しく不当な決議等が行われるのを防ぐ趣旨です。

(エ) 評議員会に対する報告義務

監事は、理事が評議員会に提出しようとする議案、書類等を調査し、法令・定款に違反する事項や著しく不当な事項があると認めるときは、その結果を評議員会に報告しなければなりません（法 45 の 18-3 において準用する一般法人法 102）。

(7) 会計監査人

会計監査人（公認会計士又は監査法人）による監査とは、社会福祉法人が作成する計算書類を対象として、外部の独立した第三者としての会計監査人が監査を行い、計算書類の適正性について保証を与えるものです。

これにより、財務情報の信頼性の向上、ガバナンスの強化だけでなく、業務の効率化、効率的な経営の実現にもつながることが期待されています。

ア 会計監査人の選任及び解任

(7) 会計監査人の選任

会計監査人は、評議員会の決議によって選任します（法 43-1）。この場合、理事が評議員会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容は、監事の過半数をもって決定することが必要です（法 43-3 において準用する一般法人法 73-1）。

(イ) 会計監査人の解任

会計監査人が以下のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、当該会計監査人を解任することができます（法 45 の 4-2）。

- ① 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき
- ② 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき
- ③ 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

また、監事は、上記①から③のいずれかに該当するときは、監事全員の同意によって、当該会計監査人を解任することができます（法 45 の 5-1、同条-2）。この場合、監事の互選によって定めた監事は、その旨及び解任の理由を解任後、最初に招集される評議員会に報告しなければなりません（法 45 の 5-3）。

イ 会計監査人の資格

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません（法 45 の 2-1）。また、公認会計士法の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、計算書類について監査することができないため、会計監査人となることができません（法 45 の 2-3、公認会計士法 24、34 の 11）

ウ 会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです（法 45 の 3-1）。ただし、定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされます。

エ 会計監査人に欠員が生じた場合の措置

会計監査人に欠員が生じた場合において、遅滞なく会計監査人が選任されないときは、監事は、一時会計監査人の職務を行うべき者を選任しなければならないとされています（法 45 の 6-3）。この場合、一時会計監査人の職務を行うべき者の資格は、イの会計監査人と同様です（法 45 の 6-4）。

オ 会計監査人の職務及び権限等

会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、会計監査報告を作成する義務を負います（法 45 の 19-1、-2）。

その職務を適切に行うため、会計監査人は、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧及び謄写できるほか、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることができるとされています（法 45 の 19-3）。また、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況の調査をすることができます（法 45 の 19-4）。

なお、会計監査人は、職務を行うに当たっては、監査の公正を期すため、当該社会福祉法人の理事、監事又は当該社会福祉法人の職員である等の関係のある者を補助者として使用することはできません（法 45 の 19-5）。

カ 会計監査人の設置義務

(7) 会計監査人設置義務対象法人の基準

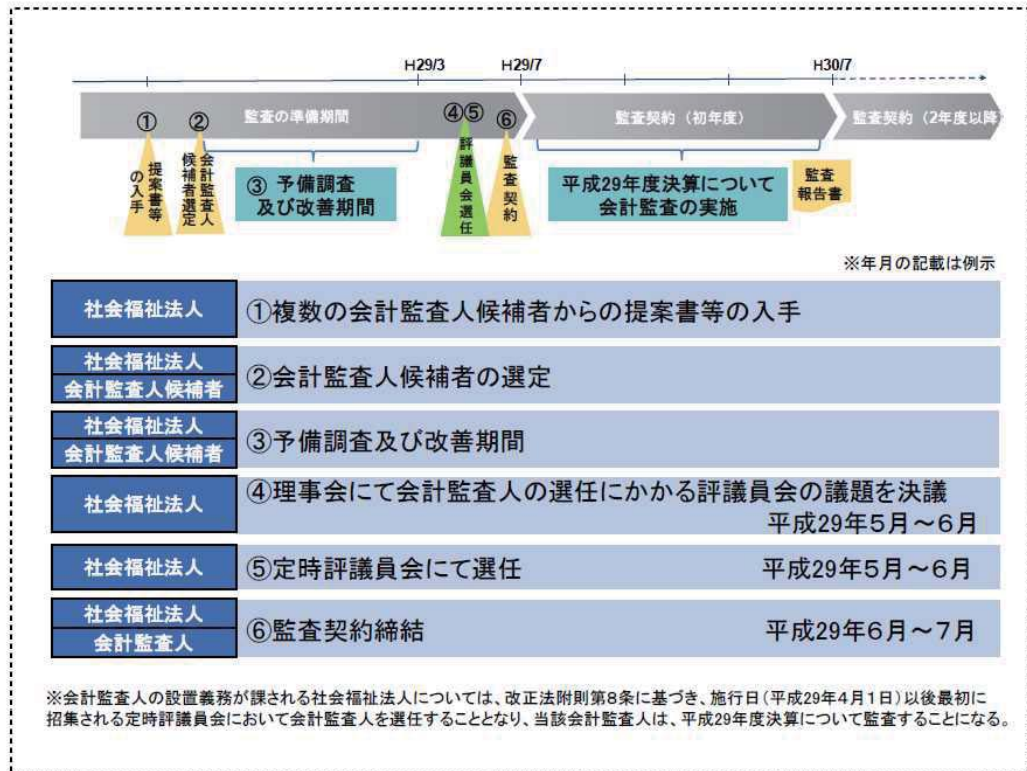
会計監査人の設置が義務付けられる法人は、前年度の決算における法人単位事業活動計算書中の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が 30 億円を超える法人又は法人単位貸借対照表中の「負債の部」の「負債の部合計」が 60 億円を超える法人です（政令 13 の 3）。

なお、会計監査人の設置義務が課される法人の基準は、収益 10 億円程度の規模の法人まで随時引き下げられる予定です。

(イ) 会計監査人の選任等の流れについて

会計監査人の選任に当たっては、下図のとおり、会計監査人を設置する年度の前年度から、準備作業等が必要になるため、法人においては、当該前年度における収益・負債を適切に見込んだ上で、会計監査人の設置が円滑に行われるよう対応することが求められます。

(スケジュール例) 平成29年度設置対象法人の場合



5 評議員、理事、監事及び会計監査人の報酬

(1) 評議員の報酬

評議員の報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益や退職手当(以下「報酬等」という)については定款で定めなければなりません(法45の8-4において準用する一般法人法196)。無報酬の場合には、その旨を定めます。

(2) 理事の報酬

理事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めます(法45の16-4において準用する一般法人法89)。

(3) 監事の報酬

監事の報酬等の額は、定款にその額を定めていないときは、評議員会の決議によって定めます(法45の18-3において準用する一般法人法105)。

また、定款又は評議員会の決議によって監事の報酬総額のみが決定されているときは、その具体的な配分は、監事の協議（全員一致の決定）によって定めることとなります（同条-2）。

また、監事は、その適正な報酬を確保するため、評議員会において、監事の報酬等について意見を述べる事ができるとされています（同条-3）。

なお、無報酬の場合には、その旨定めます。

(4) 会計監査人の報酬

会計監査人又は一時会計監査人の職務を行うべき者の報酬等を定める場合には監事の過半数の同意を得なければなりません（法 45 の 19-6 において準用する一般法人法 110）。

(5) 理事、監事及び評議員に対する報酬等支給基準

理事、監事及び評議員に対する報酬等について、厚生労働省令で定めるところにより、民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該社会福祉法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないような支給の基準を定めなければならないこととされています（法 45 の 35-1）。

また、理事、監事及び評議員の区分ごとの報酬等の総額（職員としての給与も含む）については、現況報告書に記載の上、公表します。詳細は「第三章 社会福祉法人の透明性の確保」を参照してください（47 ページ）。

6 理事、監事、評議員又は会計監査人の損害賠償責任

理事、監事、評議員又は会計監査人は、社会福祉法人に対し、その任務を怠ったことにより生じた損害を賠償する責任を負います（法 45 の 20-1）。

理事、監事、評議員又は会計監査人と法人との関係は、委任に関する規定に従うため（法 38）、任務を怠ったときは、法人に対する善管注意義務違反（理事の場合は、忠実義務（法 45 の 16-1）違反も含まれる）となります。

(1) 損害賠償責任の免除

ア 総評議員の同意による免除

理事、監事、評議員又は会計監査人の社会福祉法人に対する責任は、原則として総評議員（評議員の現在員数）の同意がなければ免除することができません（法 45 の 20-4 において準用する一般法人法 112）。

イ 評議員会の特別決議による一部免除

法人に対する損害賠償責任を負う理事、監事又は会計監査人が、その職務を行うにつき、善意でかつ重大な過失がない場合には、その賠償責任を負う額のうち、

理事、監事又は会計監査人が社会福祉法人の業務執行の対価として受ける財産上の利益の1年間当たりの額に相当する額に以下の数を乗じた額（最低責任限度額）を超える部分については、評議員会の決議により免除することができます（法45の20-4において準用する一般法人法113-1）。

- ① 理事長 6
- ② 業務執行理事 4
- ③ 理事、監事、会計監査人 2

これは、理事が軽微な過失により多額の損害賠償責任を負担することをおそれて業務執行が萎縮するのを防止するためです。

理事、監事又は会計監査人の責任の免除に関する議案を評議員会に提出する場合には、監事の同意を得なければなりません（法45の20-4において準用する一般法人法113-3）。

なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、評議員会の決議による責任の一部免除は認められていません。これは、評議員は業務執行を担わないことから実際に賠償責任を負うケースは非常に少ないと考えられ、総評議員による責任免除に加え、これよりも軽い要件による免除の制度を認める必要がないためです。

ウ 理事会の決議による一部免除

社会福祉法人においては、理事、監事又は会計監査人の責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、その賠償責任を負う額のうち最低責任限度額を超える部分について理事会の決議によって免除することができる旨を定款で定めることができます（法45の20-4において準用する一般法人法114-1）。

この旨を定款で定める議案を評議員会に提出する場合、又は定款の定めに基づく理事、監事又は会計監査人の責任の免除について理事会に議案を提出する場合には、いずれも監事の同意を要します（同条-2）。

なお、評議員の社会福祉法人に対する損害賠償責任については、イ同様、一部免除に関する定款の定めは認められていません。

(2) 理事、監事、評議員又は会計監査人の第三者に対する損害賠償責任

理事、監事、評議員又は会計監査人は、本来、社会福祉法人に対して任務を負うにすぎず、第三者に対しては一般の不法行為（民法709）責任以外の責任は負わないと考えられます。

しかしながら、理事、監事、評議員又は会計監査人の任務懈怠によって損害を受けた第三者を保護する観点から、職務を行うにつき悪意又は重大な過失があった場合には、これによって第三者に生じた損害を賠償する責任を負うこととしています（法45の21-1）。

なお、評議員は、業務執行を行う立場ではないため、第三者に損害を与えることは多くないと考えられますが、評議員も法人と委任関係にあり、善良な管理者としての注意をもってその職務を行わなければならない者である以上（民法 644 条）、悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合の責任に関する規定が設けられています。

7 社会福祉法人の解散

(1) 解散の手続き

ア 解散の事由

社会福祉法人は以下のいずれかの事由により解散します（法 46）。

- ① 評議員会の決議
- ② 定款に定めた解散事由の発生
- ③ 目的たる事業の成功の不能
- ④ 合併（合併により当該社会福祉法人が消滅する場合に限る）
- ⑤ 破産手続開始の決定
- ⑥ 所轄庁の解散命令

イ 所轄庁の認可・認定

上記解散事由のうち、①の場合は、所轄庁の「認可」が必要であり、③の場合は所轄庁の「認定」が必要です。認可申請については、「第六章 各種申請等の事務手続き」を参照してください（97 ページ）。

また、②及び⑤の事由により解散した場合は、遅滞なく、その旨を所轄庁に届出なくてはなりません（法 46）。

なお、④の事由により解散した場合は、合併について所轄庁の認可を受けるため、解散に関する所轄庁の認可は必要ありません。

ウ 登記

上記手続きを終了し、法人が解散したときは、清算人が 2 週間以内に解散の登記をしなければなりません（組合等登記令 7）。

なお、破産による解散の場合は、裁判所が職権により、解散する法人の主たる事務所の所在地を管轄する登記所に登記を嘱託することになります。

また、合併により消滅する法人の解散の登記は、合併後の存続法人又は新設法人の代表すべき者が、合併の登記と同時に行ってください。

(2) 清算

解散した社会福祉法人は、清算の目的の範囲内において、その清算の終了に至るまでは存続するとみなされます（法 46 の 4）。

なお、社会福祉法人の資産は、解散した場合、第二章 3 (3) に記載のとおり、定款に定める手続きにより、社会福祉法人又は社会福祉事業を行う者のうちから選定することになります。定款に定めのない場合については、国庫に帰属します。

なお、合併の場合は、合併後設立される法人に引き継がれるため、清算の必要はありません。

また、破産の場合は、破産法にしたがい、破産手続きが進められることとなります。

ア 清算の開始

社会福祉法人は、次に掲げる場合には、清算をしなければなりません。

- ① 解散した場合（合併によって解散した場合及び破産手続開始の決定により解散した場合であって当該破産手続が終了していない場合を除く）
- ② 設立の無効の訴えに係る請求を認容する判決が確定した場合

イ 清算人の設置

清算する社会福祉法人（以下、清算法人）には、1人又は2人以上の清算人を置きます。また、定款の定めによって、清算人会又は監事を置くことができるとされています。

ただし、清算開始の時点で会計監査人の設置を義務づけられていた法人は必ず監事を置かなければなりません（法 46 の 5-3）。

ウ 清算人の就任

清算人の要件は評議員の場合と同様で、定款で定めがある場合はその者が、定めがない場合は評議員の決議により選任します。定款及び評議員の決議により決まらない場合は、理事が清算人となります（法 46 の 6）。

なお、清算人はその氏名及び住所を所轄庁に届け出なくてはなりません（法 46 の 6-4）。

エ 清算人の職務

清算人の職務は以下のとおりです（法 46 の 9）。

- ① 現務の結了
- ② 債権の取立て及び債務の弁済
- ③ 残余財産の引渡し

オ 登記

上記手続きを終了し、清算が終了した時は、2週間以内に登記をしなければなりません（組合等登記令 10）。

カ 清算結了の届出

清算が終了したときは、清算人はその旨を所轄庁に届け出が必要です（法 47 の 5）。

キ 破産開始の申立て

清算法人の財産がその債務を完済するのに不足することが明らかになったときは、清算人は、直ちに破産手続開始の申立てをし、その旨を公告します。

清算人は、清算法人が破産手続開始の決定を受けた場合において、破産管財人にその事務を引き継ぐことにより、任務を終了します（法 46 の 12）。

8 社会福祉法人の合併

社会福祉法人は他の社会福祉法人と契約を締結することにより合併することができます（法 48）。

合併には、1つの法人が他の法人を吸収する「吸収合併」（法 49）と、合併する2つ以上の法人が解散して新しい法人を設立する「新設合併」（法 54 の 5）があります。

合併後存続する社会福祉法人又は合併によって設立した社会福祉法人は、合併によって消滅した社会福祉法人の一切の権利義務を継承します（法 50、法 54 の 6）。

(1) 吸収合併の手続き

ア 合併契約

吸収合併に係る契約の内容については、双方の法人において、評議員会の決議が必要です。合併契約においては吸収合併後存続する社会福祉法人（以下、「吸収合併存続社会福祉法人」という）及び吸収合併により消滅する社会福祉法人（以下、「吸収合併消滅社会福祉法人」という）の名称及び住所その他厚生労働省令で定める事項を定めます（法 49）。

なお、厚生労働省令で定める事項は次のとおりです（規則 5 の 11）。

- ① 吸収合併がその効力を生ずる日
- ② 吸収合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

イ 所轄庁の認可

吸収合併には所轄庁の認可が必要です（法 50-3）。

認可申請については、「第六章 各種申請等の事務手続き」を参照してください（98 ページ）。

ウ 登記

社会福祉法人の吸収合併は、合併の認可後、登記をすることによって、その効力が発生します（法 50-1）。

合併後 2 週間以内に吸収合併存続社会福祉法人の主たる事務所の所在地において消滅する法人について解散の登記を行うとともに、存続する法人について変更の登記を行います（組合等登記令 8）。

合併後の社会福祉法人は、合併の登記の日に、消滅する社会福祉法人の一切の権利義務を承継します。

エ 合併の公告

吸収合併の認可があったときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければなりません（法 54 の 3）。

- ① 吸収合併をする旨
- ② 吸収合併消滅社会福祉法人の名称及び住所
- ③ 吸収合併存続社会福祉法人及び吸収合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの（規則 6 の 6 参照）
- ④ 債権者が一定の期間内（2 か月以上必要）に異議を述べることができる旨

債権者から期間内に異議がなかった場合には、当該合併について承認があったものとみなされます。

一方、異議があったときは、吸収合併消滅社会福祉法人は、原則として当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされています。ただし、当該合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。

(2) 新設合併の手続き

ア 合併契約

新設合併に係る契約の内容については、双方の法人において、評議員会の決議が必要です。合併契約においては、新設合併により消滅する社会福祉法人（「新設合併消滅社会福祉法人」という）の名称及び住所、新設合併により設立する社会福祉法人（「新設合併設立社会福祉法人」という）の目的、名称及び主たる事務所の所在地、その他新設合併設立社会福祉法人の定款で定める事項及び厚生労働省令で定める事項を定めます（法 54 の 5）。

なお、厚生労働省令で定める事項は次のとおりです（規則 6 の 8）。

- ① 新設合併がその効力を生ずる日
- ② 新設合併消滅社会福祉法人の職員の処遇

イ 所轄庁の認可

新設合併には所轄庁の認可が必要です（法 54 の 6-2）。

認可申請については、「第六章 各種申請等の事務手続き」を参照してください（98 ページ）。

ウ 登記

社会福祉法人の新設合併の場合、合併認可後 2 週間以内に新設合併設立社会福祉法人の主たる事務所の所在地において、消滅する社会福祉法人の解散の登記を行うとともに、設立した法人について設立の登記を行います（組合等登記令 8）。

合併後の設立社会福祉法人は、合併の登記の日に、消滅する社会福祉法人の一切の権利義務を承継します（法 54 の 6）。

エ 合併の公告

新設合併の認可があったときは、新設合併消滅社会福祉法人は、次に掲げる事項を官報に公告し、かつ、判明している債権者には、各別にこれを催告しなければなりません（法 54 の 9）。

- ① 新設合併をする旨
- ② 他の新設合併消滅社会福祉法人及び新設合併設立社会福祉法人の名称及び住所
- ③ 新設合併消滅社会福祉法人の計算書類に関する事項として厚生労働省令で定めるもの（規則 6-10 参照）
- ④ 債権者が一定の期間内（2 か月以上必要）に異議を述べることができる旨

債権者から期間内に異議がなかった場合には、当該合併について承認をしたものとみなされます。

逆に債権者が期間内に異議を述べたときは、新設合併消滅社会福祉法人は、原則として当該債権者に対し、弁済し、若しくは相当の担保を提供し、又は当該債権者に弁済を受けさせることを目的として信託会社等に相当の財産を信託しなければならないとされています。ただし、合併をしても当該債権者を害するおそれがないときは、この限りではありません。

